

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年1月18日認可した。

平成30年1月26日

香川県知事 浜田 恵造

土地改良区分名	土地改良事業名
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）坂川西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）橘池宮腰地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大池下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）里地区
〃	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西万灯地区